

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

塗装費用の取扱い

Q：当社は、今回、屋外にある機械装置のうち、長年の風雨により塗装のはげたものに、全面的に再塗装することにしました。

この塗装費用については、維持管理のための費用として修繕費として処理してよいでしょうか。なお、塗装費用は、現在の簿価の約20%程度となります。

A：通常程度の再塗装であれば、修繕費として処理できます。

【解説】

塗装費用については、はげた塗装部分を通常の程度に再塗装するものであれば、一般に修繕費として処理することが認められます。

しかし、例えば、遊休していた機械を使用するためにした塗装とか、まだはげていないのにする再塗装や、特殊な塗料による塗装等その機械の構造等からして通常の塗装の程度を超えてした塗装に要した費用は、修繕費として直ちに損金に算入することはできません。

なお、資本的支出か修繕費かの区分が明らかでない場合には、形式基準によって判定する方法も認められています。この場合には、「その固定資産の前期末における取得価額のおおむね10%」という金額を基準にしますが、資本的支出か修繕費かの判定は、原則として、その支出金額の多寡によるのではなく、あくまでもその実質によって判定すべきものですので、対象資産の現在の簿価に対する割合等は判定の基礎とはなりません。

